

石岡市告示第 774 号

公募型プロポーザルに係る手続き開始の告示

令和 6 年度府中小学校建設基本構想策定業務委託に係る公募型プロポーザル実施について、次のとおり公告する。

令和 6 年 8 月 26 日

石岡市長 谷 島 洋 司



1 公募型プロポーザルに付する事項

- (1) 業務名称 令和 6 年度府中小学校建設基本構想策定業務委託
- (2) 業務内容 別紙「令和 6 年度府中小学校建設基本構想策定業務委託仕様書（案）」に記載する業務
- (3) 上 限 額 8,415,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む）
- (4) 標準履行期間 180 日間

2 参加資格要件

(1) 参加資格

本業務のプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。なお、複数の事業者で構成する共同事業体により参加する場合は、特別な記載が無い限り、全ての事業者が次の要件を満たすこと。

- (ア) 石岡市建設工事等入札参加資格審査要綱（平成 20 年石岡市告示第 429 号）による審査の結果、建設工事・建設コンサルタントとして登録が認められた者、かつ入札参加有資格者名簿に登載された者であること。
- (イ) 入札参加有資格者名簿に登載されていないが、参加意向申出書を提出した時点で当該案件に対応するとして定めた種目において現に申込み中であり、候補者を特定する期間までに登載が完了する見込みであること。
- (ウ) プロポーザル参加意向申出書の提出期限から候補者の特定の日までにおいて、石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱の規定による指名停止を受けていない者であること。
- (エ) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者及び同条第 2 項

の規定による石岡市の入札参加の制限を受けていない者であること。

(オ)石岡市建設工事請負業者指名停止等措置要綱（平成 18 年石岡市告示第 9 号）に規定する指名停止を現に受けていない者であること。

(カ)会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申出がなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申出がなされている者（再生手続開始決定がなされ、入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(キ)国税等の滞納がないこと。

(ク)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員並びに暴力団の維持運営等に協力し、又は関与する等これと関わりを持つ者でないこと。

(ケ)過去 5 年以内に教育施設、幼児教育施設等の新築・改築・改修事業の基本構想又は基本計画等の策定に関する実績があり、業務を確実かつ円滑に遂行できる知識、経験がある人材を有する法人であること。

(コ)茨城県内に本店、支店又は営業所を有すること。。

(2) 共同事業体による参加

複数の事業者で構成する共同事業体により参加する場合は、次のとおりとします。

(ア)共同事業体は自主結成とする。

(イ)共同事業体は意思決定の迅速化やリスク軽減、事業提案の相乗効果を高めるため、構成員数は 3 事業体以内とする。

(ウ)出資比率の下限は、2 者の場合は 30 パーセント、3 者の場合は 20 パーセントとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

(エ)運営形態は、構成員が一体となって履行する方式を原則とすること。

(オ)代表する事業者を定め、代表事業者がその手続を行うものとする。

(カ)共同事業体により参加申込した後においては、当該共同事業体の代表事業者及び構成事業者の変更は、原則として認めない。

(キ)単独で参加する事業者は、他の共同事業体の代表事業者又は構成事業者になることはできないものとし、複数の共同事業体において同時に代表事業者又は構成事業者になることもできないものとする。

(ク)共同企業体を構成する場合は、上記（1）における参加資格要件の内、ア～クまでは構成員全てが満たすこと。ケ及びコについては、構成員のいずれかが満たすこと。

(ケ)代表企業は、参加意向申出書等の提出時に（要領－3）を用いて構成員の企業名およびそれぞれの役割分担を明確にすること。

(3) 失格要件

- (ア)提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない者
- (イ)提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (ウ)提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (エ)提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (オ)許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (カ)虚偽の内容が記載されているもの
- (キ)本プロポーザルに関して委員会委員との接触があった者
- (ク)ヒアリングに出席しなかった者

3 参加手続等

(1) 事務局

石岡市教育委員会教育総務課学校再編推進室 担当：島田・坪沼

郵便番号 315-0195

住 所 茨城県石岡市柿岡 5680 番地 1

電話連絡 0299-43-1111 (代表) 内線 1466

e-mail アドレス kyouikusoumu@city.ishioka.lg.jp

(2) 参加意向申出書の提出

(ア)提出書類 プロポーザル参加意向申出書(様式第1号)

誓約書(要領-1)

現地見学申込書(要領-2) ※参加を希望する者に限る

共同事業体構成員届出書(要領-3)

※共同事業体により参加する場合に限る

同種業務実績(要領-6) ※類似する業務の実績を記載

財務諸表 ※最新決算年度のもの

委任状

※同種業務実績、財務諸表、委任状は共同事業体の構成事業者も提出すること

(イ)提出期限 令和6年9月9日(月)午後5時15分まで(必着)

(ウ)提出方法 市担当課宛に、持参又は郵送にて提出すること。(持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除いた平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。)

4 その他

プロポーザルに関する詳細は、「提案書作成要領」による。